

免状制度

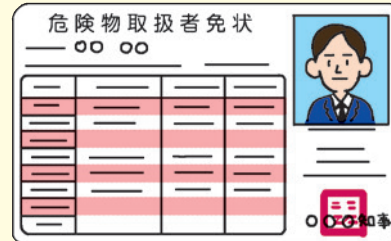


免状に関する各種手続き

★★★★★ check

免状については以下のような3つの手続きがあります。

- ① 合格後の申請に基づいて行われる、**交付**
- ② 氏名・本籍（都道府県の変更に限る）の変更、免状の写真が10年経過した後に行われる、**書換え**
- ③ 亡失、滅失、汚損、破損が生じた場合に行われる、**再交付**



	交付	書換え	再交付
申請先	試験を行った知事	免状交付をした知事、居住地、勤務地の知事	交付、書換えを受けた知事
申請時期	いつでも	遅滞なく	いつでも*
添付するもの	合格証明書等	戸籍謄本等 6カ月以内の撮影写真	汚損・破損の場合は 当該免状

再交付

再交付の場合は特に申請時期に関する制限はありません。しかし、亡失した免状を発見した場合は、発見した免状を**10日以内**に再交付を受けた知事に提出しなければなりません。

免状の返納

★★★ check

- 事由** 危険物取扱者が消防法（命令を含む）の規定に違反しているとき、免状を交付した知事は、その返納を命じることができます。
- 効果** 免状返納命令を受けた者は、直ちに危険物取扱者資格を失います。

免状の不交付

★★★★ check

免状を申請すれば、必ずしも交付を受けられるものではありません。以下の2つの場合は、たとえ試験合格者であっても**知事**は、免状の交付を行わないことができます。

- ① 知事の**免状返納命令**日から**1年**を経過しない者
- ② 消防法（命令を含む）の規定に違反して**罰金**以上の刑に処せられた者で、その執行が終わり、または執行を受けなくなった日から**2年**を経過しない者

